

藤岡市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少及び少子高齢化が進行する本市において、都市部の人材を積極的に誘致し、その定住を図ることにより、市民等が自ら行う地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、藤岡市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、市及び市民等と連携を密にし、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の情報の収集、地域資源の発掘等に関すること。
- (2) 地域の情報発信業務の企画及び実施に関すること。
- (3) 地域の観光イベントの運営及び支援に関すること。
- (4) 地域資源を使った商品の開発及び販売支援活動に関すること。
- (5) 農林水産業の振興支援活動に関すること。
- (6) 市民の生活支援活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた活動に関すること。

(隊員の要件)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、委嘱後速やかに本市に住民票を異動させる意思があるもの（委嘱を受ける前に既に本市に定住している者を除く。）であること。

ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の適用を受ける地域（以下「法指定地域」という。）以外の地域並びに法指定地域以外の地域に生活の拠点を置く者

イ 他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動期間が2年以上であり、かつ、解嘱後1年以内である者に限る。）であって、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させたもの

- (2) 心身ともに正常な状態で誠実に職務が遂行できる者であること。

(3) 地域の活性化に熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者であること。

(隊員の身分)

第4条 隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(隊員の任期)

第5条 隊員の任期は、1年とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、2年を限度として延長することができる。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬は、月額176,000円とする。

2 隊員が行う第2条に規定する活動（以下「地域協力活動」という。）に要する費用その他の費用弁償については、藤岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 隊員の勤務時間その他の勤務条件については、藤岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第39号）の定めるところによる。

(隊員の解任)

第8条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 隊員本人から解任の願い出があったとき。
- (2) 傷病、事故等により隊員が地域協力活動を継続できなくなったとき。
- (3) 隊員に不良行為が認められたとき。

(秘密の保持)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から執行する。